

第3号様式（第12条関係）

会議の開催結果

1 会議名	令和7年度(2025年度)第1回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	令和7年(2025年)5月19日(月) 午前10時00分～午前11時25分
3 開催場所	越谷市役所エントランス棟3階 会議室3-1
4 会議の概要	<p>議事</p> <p>I 協議事項</p> <p>(1) 令和6年度第3回介護保険運営協議会会議録について</p> <p>(2) 令和7年度介護保険施設等の整備等について</p> <p>① 令和7年度介護保険施設等の再公募について</p> <p>② 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）改修増床について</p> <p>③ 特別養護老人ホーム等大規模修繕補助事業について</p> <p>II 報告事項</p> <p>(1) 令和7・8年度越谷市介護保険運営協議会ロードマップについて</p> <p>(2) 令和6年度地域包括支援センターの事業報告について</p> <p>※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。</p>
5 公開・非公開の別	公開・一部非公開・非公開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	なし
8 問い合わせ先	(担当課名) 介護保険課 TEL 963-9305 (直通)
9 その他	

令和 7 年度 (2025 年度)

第 1 回

越谷市介護保険運営協議会会議録

令和 7 年 (2025 年) 5 月 19 日 (月)

市役所エントランス棟 3 階 会議室 3-1

越谷市介護保険運営協議会

令和7年度（2025年度）第1回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時 令和7年（2025年）5月19日（月）、午前10時00分～午前11時25分

場 所 越谷市役所エントランス棟3階 会議室3-1

出席者

委 員：星野会長、久保田副会長、古橋委員、島田委員、加藤委員、高橋（信）委員、中村委員、中島委員、得上委員、北山委員、会田委員、田島委員、高橋（昌）委員、青木委員、堀切委員、植竹委員

事務局：山元地域共生部長、渡辺地域共生部副部長兼地域共生推進課長、会田地域共生部副参事兼介護保険課長、西岡地域共生部地域包括ケア課長、中村保健医療部地域医療課長、相田地域共生部地域包括ケア課調整幹、神谷地域共生部介護保険課副課長、中村地域共生部介護保険課副課長

外5名

傍聴人：2名

《以下議事録》

1 開 会

司 会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回越谷市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。

初めに、越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定では、協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないこととしております。

本日は、委員総数20名のうち、16名の方がご出席されておりますので、ここに会議が成立することをご報告いたします。

なお、委員番号7番の佐藤委員、委員番号8番の蔭山委員、16番の吉尾委員につきましては、ご欠席との連絡をいたしております。

2 挨 捶

司 会 それでは、開会に当たりまして、星野会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。星野会長、よろしくお願ひいたします。

星野会長 前回私ども事前打合せいたしましたときに、シビアになっているなということを感じました。何かというと、私が、今思い起こすこと30年ほど前、ある

学会に出たとき、時の通産省の審議官だった人が社会福祉に民間企業をどんどん入れるべきだという話をしました。那人、後に東京都の副知事になりました。どんどん、どんどん企業が入ってくるということの中で、それがいいことでもあるのでしょうかけれども、ただ同時にそういう参入を見込んでいたら、逆に言うと、あまり利潤にならないから手を挙げてくれなくなつたとか、そんな話を見ていると非常にそういったいろんなファクターを見ながらこの計画は考えていかなければいけないという、そういった時代の流れの早さというものを感じている次第でございまして、そういったことを含めてここでの審議をし、確実に私たちの責任ある期間中にしっかりと計画を立てていかなければいけないということなのかなというふうに思っております。今日も皆様のお知恵いただきまして、進行させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

司 会 ありがとうございました。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。事前に郵送にて5点の資料を配付してございます。まず、1点目が本日の次第です。2点目が資料1「令和7年度第1回越谷市介護保険運営協議会」、3点目が資料1-2「令和6年度第3回介護保険運営協議会会議録」、4点目が資料1-3「令和7・8年度越谷市介護保険運営協議会ロードマップ」、5点目が資料1-4「令和6年度越谷市地域包括支援センター事業報告書」、以上5点でございます。

また、当日配付資料といたしまして、2点をお配りしております。1点目が委員名簿、2点目が席次表、以上2点でございます。資料の不足等ございませんでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

司 会 大丈夫でしたら、今年度の事務局につきまして、お配りしております席次表のとおりとなりますので、ご確認いただければと存じます。なお、異動に伴い変更となった管理職職員についてご紹介させていただきます。

地域共生部地域包括ケア課長の西岡でございます。

地域包括ケア課長 西岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

司 会 本日の審議におきまして、ご発言の際には挙手をしていただき、事務局よりマイクを手渡されてからお話しくださいますようお願いいたします。

また、本日の会議につきましては、会議録作成のため内容を録音させていた

だきますので、あらかじめご了承願います。

それでは、今後の議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第8条第2項の規定に基づきまして、星野会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議事を不肖星野のほうで進行をさせていただきますが、越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱第8条1項に基づきまして、原則公開となっております。御承知のとおり、傍聴者のいらっしゃる、いらっしゃらないについて、まずお聞きしたいと思います。傍聴者の方いらっしゃいますか。

事務局 はい、2名いらっしゃいます。

議長 では、ご入場ください。

お疲れさまでございます。改めて、傍聴者の方にはあらかじめお示しいたしました傍聴要領をご遵守いただき、またそれに基づいて傍聴していただきますようにお願ひいたします。

3 議事

(1) 令和6年度第3回介護保険運営協議会会議録について

議長 先ほどお配りされているこちらの資料、式次第の紙があると思います。これに従って行ってまいりますが、協議事項といたしましては大きい項目で2つ、その2つ目の項目の中に小さい項目として3つございます。それから、報告事項として2つございますという感じでございまして、マックス90分で進行していきたいなというふうに思っております。議事進行については、皆様の円滑な審議のご協力お願いできればと存じます。

まず、協議事項の一つで議事録でございます。会議録、これについては皆様にももう既にご配付させていただいていると思いますので、よろしいのかな。また、何かあつたらそれについてご意見承れるような体制取っていたと思いますので、何かありますでしょうか。

〔発言する人なし〕

議長 なければ、これ承認ということでさせていただきます。

(2) 令和7年度介護保険施設等の整備等について

①令和7年度介護保険施設等の再公募について

議長 では、本題のほうに移らせていただきます。

2番目のほう、令和7年度介護保険施設等の整備等についてなのですが、3つ重要な項目が入っておりますので、小分けしてご説明を1つずつさせていただくことになります。改めてこれを見ていると、今の時代の特徴なのかなと思わせる部分がございまして、それではまず再公募について事務局のほうからご説明いただければと思います。

事務局 それでは、令和7年度介護保険施設等の再公募についてご説明をいたします。

皆様方におかれましては、資料1の2ページをお開きください。前回の当協議会にてご報告いたしましたとおり、令和6年度に公募を実施しましたサービス種別のうち、応募のなかったものにつきましては、今回の資料「再公募施設等」に記載されておりますとおり、再公募を行います。本来であれば5月初旬に公募を開始する予定でございましたが、事務局において最終的な準備を整える中で、委員の皆様にご意見を諮りたい項目が出てきましたので、その部分についていま一度お諮りするものでございます。内容につきましては、表の下にございます、ア、イ、ウの3点でございます。

初めに、ア、特定施設入居者生活介護についてでございますが、整備数をおおむね100床と示しておりましたが、このおおむねという表現の詳細について、1施設が応募できる床数の上限を120床、下限を30床と定めるものでございます。

また、既存の有料老人ホーム、あるいはサービスつき高齢者向け住宅、こちらに応募する際には、原則、現定員数、床数の全てを対象とすることという点を定めるものでございます。

次に、イ、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）についてでございますが、この要件に、同一法人による2施設までの応募も可とすること、1施設3ユニット、27床までの応募も可とすることを加えたものでございます。

最後に、ウ、応募制限の緩和についてでございますが、こちらは全サービスの共通事項となります。これまでの応募要項においては、過去に所轄庁の監査等において法人運営、施設運営等に関して重大な問題等を起こしていないこととしておりましたが、この定めの場合、過去に法令違反などの問題があったものの、その後状況を改善し、現時点においては適切な運営を行っている事業者であっても応募ができないという状況でした。そこで、今回、この応募要件を緩和し、応募開始日を起算日として、過去3年以内に指定の取消しや効力停止の処分を受けていない、もしくは処分による効力期間中でないこと。また、過

去3年以内に改善勧告を受けている場合は、是正措置が図られた上で改善報告書を提出し、かつ当該事案が終結していることを規定し、応募制限の緩和を図り、より多くの事業者の応募につなげたいと考えております。

以上が事務局案でございます。これら再公募の内容につきましては、委員の皆様からのご意見等も含め検討させていただき、今後、市長決裁にて決定したいと存じます。

事務局からの説明は以上です。

議長 前回の議事録を見ておりますと、要は応募がなかったと。だから要件を緩和するような方法を考えたいということで皆様にご提示があったと思います。それで、できれば早々にやっておきたかったのだけれども、これぐらいある意味で妥協しなければならないだろう、これでも相当きついだろうという状況の中で、アの下限の問題、それからイの問題、1施設3ユニットの応募も可能とする。それからまた、応募制限の中で、ある種違反行為があったとしても、もちろん期限が満たしているものであればそれもエントリーの可能性がある。もちろんその後で当然の現状の審査という是有ることが前提だと思いますけれども、これぐらいの間口を開かないと多分応募がされない可能性がある。そうなってくると、特にグループホームを含めてこの計画に大きな支障が来るということでございます。事務局は非常に上品に言っていたいしているのですが、そういう状況の中でこういった提示がなされたということでございます。

何か皆様のほうからご意見等あれば。

どうぞ。

A委員 質問2点させていただきたいと思うのですが、まず、アのところの既存の有料老人ホーム、サービスつき高齢者向け住宅が応募することを想定されているかと思うのですが、これは住宅型である。それを介護職員が常駐する特定施設入居者生活介護に転換することを認めるという意味なのかという理解を深める意味での質問と、2点目が、イのところなのですけれども、同一法人によるグループホーム2施設への応募を可とするというのは、住所地が要するに2か所でグループホームを設置することが可という。また、1施設3ユニット、1ユニットは9名という意味だと思うのですけれども、計画は36床ですので4ユニット計画を作成することになるかと思うのですが、2施設の応募が可となつたときには、3、1、または2、2と4ユニットを想定しているのか、その2点についてご回答いただければと思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。まず、アの部分で住宅型の件につきましては、我々のほうは既存の有料老人ホーム住宅型かつ混合型という形でやっておりまして、住宅型、混合型の有料老人ホームにつきましては、介護つきに転換ということで分けていただければエントリーということで議論したいというふうに考えています。この場合に、例えば今70床しか持っていないけれども、50だけ有料老人ホームの介護つきにして20床だけをそのまま住宅型ということになりますと、人員配置基準等々でいろいろ管理監督も大変になりますので、既存の施設がもしエントリーする場合については、全床数を介護つきということでエントリーをしていただきたいということでこちらのほうに記載をさせていただいております。

2点目のイの部分でございますが、2施設応募というものは、例えば北のほうに1、南のほうにもう1施設ということで2施設という場合も当然ございますし、近接したところで例えばA棟、B棟というような形であってもそれは可能というふうに我々のほうは考えております。

最後にご意見がありました、今回2施設のエントリーがあった場合、2施設と例えばもう1施設手を挙げて、自分たちは3ユニットで27床やりたいよとなつた場合とかは、今計画上36を予定しているのですが、そこを大幅に超えてしまう。この場合ですと、やはり中期計画で考えていた給付の伸びがかなり大きくなってしまいますので、これはうれしい誤算というわけではないですけれども、もしエントリーするところがたくさんあったときに、我々としては36というところは見ていくたいのですが、そうはいっても応募の内容が、どうしてもやっぱり順番として人員の配置とかで職員の体制とか給与体系がしっかりしているところを選んでいきたいと思いますので、場合によっては、例えば27、1施設しか選ばれないという可能性はあるかとは思うのですけれども、今現在事務局のほうで予定している中では36というところは一つのガイドラインとして考えておりますので、それを超える形で募集があったとしても選定する予定はないということをお伝えしたいと思います。

以上でございます。

議長 2つでよかったです。

A委員 2つとも答えていただいてありがとうございます。

議長 要は簡単に言うと、36というのがハードルが高いので27までおろすという、そういうことでいいですね。そこまである意味で妥協するわけですよね。

ただ、これぐらいのことをしなければきついだろうという形だと思います。

ほかに何かご意見あれば。

[「なし」と言う人あり]

議長 では、ここで確認です。今、A委員のご質問ありがとうございました。アのところをこれだけ見ていると、実際集合住宅の部分とか割り振りの問題とか、それは職員の定数とかそういったものを厳粛にちゃんと見ながら応募されたものについて検討していくということ。イについては、今事務局のほうからお答えのあったとおりだというふうに考えております。というような感じも含めてもうそろそろ応募するとしたら、募集は一日も早くやりたいということですね。

事務局 はい。予定としては、ここでご承認いただいた後、市長決裁を取って、6月1日の広報で応募を開始したい。

議長 それぐらいのスケジュール感で臨まないと多分厳しいだろう。あと、職員の配置基準であるとか細かいところはまた事務局のほうでも上がってきたものを精査するという感じになろうかと思います。

ほかに何か皆様のほうからご意見よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

議長 では、この方向で動くということを承認ということで確認をさせていただきたいと思います。

(2) 令和7年度介護保険施設等の整備等について

②介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）改修増床について

議長 それでは、2番目の議題です。介護保険施設の改修増床についてという2番目の議題になります。これについては、事務局のほうからお願ひいたします。

事務局 それでは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の改修増床についてご説明をいたします。

資料1の3ページ、こちらを御覧ください。特別養護老人ホームの改修増床につきましては、前回ご協議いただいた内容を基に、今回はその詳細をお手元の資料にまとめております。

初めに、ア、事業内容についてでございますが、表の記載のとおり、整備数につきましては、2施設、計20床以内とし、1施設当たり10床を上限として募集を行います。この整備数につきましては、第5次総合振興計画前期基本計画に掲げる市内特別養護老人ホームの整備目標値の達成まで残り13床とな

っておりますので、これを踏まえた床数として設定しております。

改修増床の整備内容につきましては、既存の施設について、増築を伴わない施設内部の改修によって、定員を増加するための整備、もしくは併設ショートステイの特養居室への転換しております。サービス提供の開始時期につきましては、給付費の増額等を勘案し、令和9年4月からとしております。

次に、イ、応募要件についてでございますが、まず法人に関する事項として、応募は1法人当たり1施設のみとしております。また、応募施設が1施設のみであり、かつその施設が選定された場合は、市との協議により、1施設20床までの増床を可とします。ただし、この増床につきましては、受付時に増床の意向を示した応募者のみ、要件がそろった場合、増床の対象といたします。

次に、整備内容のⅠ・Ⅱの共通事項でございますが、改修増床による増床分は、全て特別養護老人ホームの居室とすることとしますが、その際、増床した居室を空床利用のショートステイとして活用することを可とします。なお、既存の特養居室は、今回の改修範囲の対象外といたします。

次に、整備内容のⅡ、併設ショートステイの特養居室への転換に関する事項でございますが、特養居室へと転換する場合、転換に伴う従来型、ユニット型の区分を広域型特養の区分に合わせることといたします。

また、従来型、多床室を転換する場合は、利用者のプライバシーに十分配慮することとし、加えて、転換に伴うショートステイ定員の減少に当たっては、利用者や関係機関に対して十分な説明を行うことといたします。

次に、4ページを御覧ください。その他の事項でございますが、ここでは、過去に、国、県、市から補助金を受けて整備を実施した施設については、改修増床の実施までに財産処分の手続を完了させる必要があること、過去10年の間に、対象施設において創設による越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金を活用していた場合、今回改修増床に係る補助金は利用できないことを定めております。また、応募の対象施設について、応募開始日を起算日として、開設後、10年以上経過した施設であることを要件としております。

次に、ウ、改修増床の事業者の選定方法についてでございますが、当協議会の会長、副会長をはじめ、庁内関係部課長で構成する選定委員会によって審査を行ってまいります。

次に、エ、評価項目についてでございますが、事業者の選定に当たっては、表に掲げる評価項目に沿って総合的に審査を行ってまいります。

続いて、5ページをお開きください。最後に、オ、事業者選定に係るスケジュールでございますが、お手元の資料のとおりとなっております。なお、選定の結果につきましては、令和8年2月、もしくは3月に開催予定の当協議会にてご報告をいたします。

以上が事務局案でございます。これらの内容につきましても、委員の皆様からのご意見等も含め検討させていただき、今後市長決裁にて決定したいと存じます。

事務局からの説明は以上です。

議長 すみません、私の記憶が間違っていたらごめんなさい。過日のこの協議会の中では増床するということの中で、ショートステイも入れるかどうかということ、それがたしか論点になったと思うのです。ある意味でいろんな状況も含めて、しっかりとチェックすることも含めて入れてもいいのではないか。ただ、幾つかショートステイ減らされてしまうとまずい部分もあるのではないかという、そういう意見もあったと思います。その辺りで事務局のほうで、イのところを見ていただくと、空床時はショートステイすること可ということを含めて、それから実際にプライバシーの問題とか、そういったものをきちんと保証しなさいよということを含めて事務局としての整理がなされたというふうに認識しております。そういう様々なご懸念も踏まえてこういうご提案が出たというふうに思っておりますし、またそれでこちらも恐らく相当タイトなスケジュールで動かなければいけないということ。また、その審議もそれなりに徹底して行わなければいけないだろうということを含めて今回の議題に出たと。そういう認識でよろしいですね。

皆様のほうから何かご意見とかございますでしょうか。

B委員 何かありますか。この前、ショートステイの件。

B委員 前回のときショートステイ、特に多床室の件についてお話しさせていただいたので、今後それができるだけ残っていただければなということが配慮されればいいかなと思います。

以上です。

議長 分かりました。実はB委員がおっしゃった部分、おっしゃるとおりだと思います。特に実際入りたいという人もいるでしょう。ただ、逆に言うと、お立場上、目の前の人たちがショートステイに行けない、それは困ると。その辺りの間を取ったような感じの提案でございます。

C委員、何かありますか。

C委員 ありがとうございます。根本的なことになってしまふのですけれども、なるべく市の予算を使うので公平性というのは担保されているといいなと思っておりまして、そこで整備される補助の事業として、できる施設がすごく少ないのでないかなと思って、それをもう少し分けて補助ができるようなことも少し検討していただけるといいのかなと思いました。的外れだったらすみません。

以上です。

議長 だから2施設にして、応募条件10にしてやつたということ。その辺りニュアンスあれば。今のおっしゃっていることもそのとおり。

事務局 今のC委員からございました市の予算ということもございますので、公平性というところでございますが、今回の改修に関しましては、例えば一例として資料にあるIのものについては、既存のユニット型の倉庫の部分、ここをお部屋にして、ユニットの部分を1つ増やしたいとか2つ増やしたい。これは壁とか給排水工事が入るので、お金がかかってくるものだと思います。一方、2番目の併設ショートの場合なんかは、割と既にある程度特別養護老人ホームを造るときに一緒に併設ショートをつくっていると思いますので、大体の要件が具備されているということになるとそれほど予算もかからず、場合によっては市の補助金が不要というふうなことも考えられると思うのです。その中で、こういったものだけではなくて、もしかしたら建物を少し建て増しをして増床できるものとかというものを考えたほうがよろしいのではないかというふうに私は推察したのですけれども、一応市の補助金要綱の中では増築をして増床するというメニューもございますが、今回の計画の中ではあくまでも既存施設の中の模様替えといったところで増やす手立てとして考えているものでございますので、今C委員からございました、例えば既存のスペースがマックスで、どうあがいても増床できないとなると手を挙げられるところが限られてくるのではないかということであると、次の10期の計画、来年から皆さんのはうで議論していただきますけれども、そういったところも踏まえてエントリーできるようを考えたほうがいいのではないかということで議論をしていく、俎上に上げていくものになるかと思いますので、今回のC委員からございました仮に増築という部分でございましたら、これからのご意見ということで承らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 どうぞ。はい。

D委員 改修、増床についてということなのですけれども、これに対する補助金とかは出る予定なのですか。

事務局 補助金の内容につきましては、1床、1ベッドにつき100万円を上限としておりまして、基本は工事費の認められる対象経費の総工費の半額、1床100万円ですので、例えば今回10床であれば、失礼しました。すみません。この4月に補助金要綱変わりまして、1床109万円ということになっておりますので、109万円掛ける例えば10床ですと1,090万円、これが上限になります。ただ、総工事費が例えば500万円ですよということになりますと500万円の2分の1になりますので250万円。ですから、その金額と上限額を比較したときに低いほうが補助金の対象というような形になります。

以上でございます。

議長 だから増築とは全然違うわけですよね。今おっしゃった増築とは違って、109万のちょっとした手入れで増床ができると。だから本格的な増築をすると今回次元が違って、少なくとも補助金は出るけれども、これぐらいの補助金の程度だという、そういうことですね。

大切なこと、ありがとうございました。

D委員 もう一点なのですけれども、先にいってしまって申し訳ないですけれども、大規模修繕……

議長 大規模修繕まだ、次のテーマです。

D委員 それとかぶらないのですか。

議長 それも後でやります。ちょっと趣旨が違いますので、また後で、それは事務局押さえておいてください。今のご質問、かぶらないかというご懸念に対して。

A委員 IIの部分で、私の記憶がはっきりしない中での質問で恐縮なのですけれども、併設型のショートステイで10床まで転換を認めるといったときに、転換後のベッド数のほうが施設基準等で何床以上というのを満たせなくなることというのはあるのかどうか。単独型の場合だと20床以上というのがあったかと思うのです。ですので、もし併設型もそういう20床以上というのがあったと。そこは記憶にないのですけれども、20床以上というのがあった場合に、20床のうち10床を転換するといった場合、ベッド数の施設基準を満たせなくなってくるようなことが起こるような気がしたものですので、その点について想定としてはいかがでしょうか。お願いいいたします。

事務局 ただいまのA委員のご質問は、確かにショートステイの単独型、いわゆる居

宅の条例で定めているものについては20床以上という制限がございます。これが居宅のほうだったか特養のほうだったか私ちょっと失念してしまっているのですけれども、特養の場合はただし書の規定の中で20床に縛られないというような形になっておりますので、現に市内で併設型ショートで20床未満で行っているところもございますので、我々としては今回、例えば既に20床のショートでやっているところについて10床仮に転換を認めたとしても、その基準については抵触をしないというふうに今のところ考えております。

以上でございます。

議長　　ありがとうございます。考えてみれば、これ実際に今の特養に対して入所のニーズもあるだろう。かつ、それに対してショートから変換したいという、そういうニーズもあったと。ただ、それに対して制度上大丈夫なのかとか、そもそもショートが使えなくなってしまうということに対する懸念はないのかとか、そもそも公平性の問題どうなのかとか、あと実際本当の増築とか完全な改築というか、そういうものとどう違うのかとか、そういったことを含めてご議論あったかと思います。そういったところを含めて一応担当方としても考えた上で提案させていただいているということの中で、ご意見この辺りでよろしゅうございますでしょうか。一応こういう方向で進めさせていただくということをご了承いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

議長　　ありがとうございます。では、順次手続に従って進めさせていただきたいと思います。

（2）令和7年度介護保険施設等の整備等について

③特別養護老人ホーム等大規模修繕補助事業について

議長　　では、3番目の議題、ここで先ほどのご質問ありました大規模修繕についてということと、その辺りのちょっとかみ合わせですね。また、D委員、分からぬことあったら聞いてください。そのくだりでご説明させていただき思います。

事務局　　それでは、特別養護老人ホーム等大規模修繕補助事業についてご説明をいたします。資料は6ページを御覧ください。

こちらの事業につきましても、前回ご協議いただいた内容を基に、その詳細についてお手元の資料にまとめております。

初めに、ア、事業内容でございますが、こちらにつきましては大きな変更はございませんが、令和7年4月1日づけで越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱が一部改正となり、当該整備に係る補助基準額が定員1人当たり100万円から109万円に増額しております。

次に、イ、大規模修繕補助事業に係る意向調査結果についてでございますが、令和7年1月15日に、対象の市内高齢者施設等の運営法人に対して、大規模修繕の補助金活用に関する意向調査を行いました。その結果、3法人が補助金活用の意向を示しており、当該整備に係る総事業費につきましては、おおむね2億円前後となっております。

次に、ウ、選定基準についてでございますが、事業者の選定に当たっては、対象施設の老朽度調査の評点、現地調査による現況の確認、メンテナンス状況などのヒアリング等を行った上で、より古い施設や利用者の安全面に直結する内容を優先し、選定を行います。

なお、今年度の大規模修繕補助事業の募集に当たっては、事前の意向調査において、補助金活用の意向を示した事業者以外も対象としております。

最後に、エ、事業者選定に係るスケジュールでございますが、こちらはお手元の資料のとおり、9月下旬に本事業の周知を行い、受付、審査を経た上で、明年2月頃事業者を決定してまいります。

なお、決定の結果につきましては、こちらも明年2月、もしくは3月に開催予定の当協議会にてご報告をいたします。

以上が事務局案でございます。こちら内容につきましても、委員の皆様からのご意見等も含め検討させていただき、今後市長決裁にて決定したいと存じます。

事務局からの説明は以上です。

議長 D委員、これは老朽化したやつです。それに対しては補助金出しますよというものになります。

どうぞ。

D委員 それは分かるのですけれども、この意向を示された法人、A、B、Cとありますけれども、この中で整備内容ということで居室とかの改修工事もできるということになっていますので、この場合、意向を示された方の中に、そのようにショートステイの部屋を改修というのですか、利用するという話はないですか。

議 長 事務局お願いします。

事務局 今のD委員からご質問ございました大規模修繕の中で、通常想定されるのは、屋根から雨漏りするとか、壁にひびが入ってしまったので直したい。当然給排水の工事も入っているのですが、この工事の中でショートステイを特養に直してしまうところがないかということに関しては、これはまず条例の規制上、総量規制というのがございますので、それは認めていない。その上で、例えば先ほど改修増床の手を挙げた事業者がもし大規模修繕も手を挙げたときに、仮に選定した結果、両方とも受かりました。そのときにお金が重複してしまうのではないかという心配かとは思うのですが、まず補助金要綱の中では重複して出してはいけないという規定までは明確にございません。ここから推察すると、我々としてはエントリーとしては両方上げることは可能なのかというふうに考えておりますが、例えば仮にそのまま事業が始まって、Aという事業者さんが改修増床も大規模修繕のほうも選定されましたというときには、間違なく事業が重複をしないように当然選定をする段階から事業費については明確に分けた上でエントリーをしてくださいというような公募の縛りをしていかなくてはいけないというふうには考えております。今、D委員からご指摘のあった部分については、我々のほうとしても重複の補助としてエントリーをさせるかどうかというところでここは今議論をしているところなのですが、もし特にこれが何も足かせがない、市の補助金的な要綱でも問題がないということであればそれはそれで進めていくのですが、仮にそこで問題があるということであればこれはどちらか一方というような形になるというふうに考えております。仮に両方エントリーできて両方選ばれたとしても、その工事費、事業費については明確に分けた上でやっていただくというところでは公募の要綱の中でしっかりと明記していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 D委員、いいですか。今、後ろに延ばしていただいて、非常にデリケートな選定のときとか、では実際評価されたときにどういうお金の区分けをするのかとか、そういうチェックをしますよと、そういったことを申し上げたくてちょっと後ろに延ばさせていただきました。でも、おっしゃるとおり、それは思つかれるのは当然のことかと思います。

ほかに何か皆様のほうから。ごめんなさい。これはこれで進捗しているということの確認ということでよろしい。ここで承認する必要というのは何かあり

ますか。

事務局 大規模修繕につきましては、前回の第8期計画でも1施設選定をしているところでございまして、ここに掲載されているものにつきましては、ほぼほぼ前回と同様のものでございます。大規模修繕につきましては、公募と違いまして、内容を見るというよりは、一番メインになってくるのは老朽度の部分でございますので、これはこちらの事務局、それから営繕関係の所管部署、そういったところと老朽度というところを見て選定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 それで、この会議では特に承認とかということは必要ないですね。

事務局 この内容で進めている……

議長 進めているということを我々が確認したという、そこでよろしいですか。

事務局 はい。

議長 何かありますでしょうか。皆様のほうから。よろしいですか。

いずれにせよ、当然老朽化もなさるでしょうから、それに対する選定の作業がこのようになされるということなのかなというふうに思っております。

議題といたしましては、議事録の確認の上、施設整備についてということで、以下3つの点について議論をさせていただきました。協議事項としては以上かなと思いますが、皆様のほうから何かおっしゃりたいこととかございますでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

議長 なければ報告事項のほうに移らせていただきます。

報告事項

(1) 令和7・8年度越谷市介護保険運営協議会ロードマップについて

議長 次が、またこれも大変な作業だと思うのですが、長くなると分かりにくいので、ポイントを絞って、報告事項1、(1) 令和7・8年度越谷市介護保険運営協議会ロードマップについてご説明いただけますでしょうか。

事務局 それでは、ロードマップについてご説明いたします。

配付資料1—3、A3のサイズの表を御覧いただきたいと存じます。こちらに、令和7年度、8年度に当協議会にてご協議いただく内容を、大まかにではございますが、載せてございます。まず、一番上の段の介護保険運営協議会の

部分でございますが、令和7年度は今回を含めて全体会として3回の開催を予定しております。また、先ほどご説明申し上げました地域密着型サービスの公募に対し応募がありました際には、地域密着型サービス運営部会の開催も予定しております。本開催に当たりましては、部会長と調整の上、対象の委員の方にご連絡をいたします。そして、令和8年度につきましては、5回の全体会の開催を予定しております。

今後の当協議会における主な協議内容につきましては、表の2段目をございます第10期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関するものとなります。今年度につきましては、第2回の協議会において、計画策定に向けた基礎調査の内容についてご協議いただき、第3回協議会では調査結果の報告等を行う予定です。

令和8年度につきましては、第1回の協議会にて計画の骨子案の検討、第2回及び第3回協議会では素案の検討、その後パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて第4回協議会において最終案の検討を行う予定です。

以上の協議を経て、第5回の議会において答申をいただく予定です。

3段目につきましては、先ほどご説明申し上げました第9期計画における施設整備のスケジュールについて併せて載せておりますので、ご参照ください。

事務局からの説明は以上です。

議長　　いずれにせよポイントといたしましては、7、8年度計画の策定に向けて動くだろうと。それと同時に私たちが今やっていることの中で、例えば事業者がどういうエントリーをしてくるのだろうかとか、どういうところで私たち人材が確保できていないのだろうかとか、実際こういう計画ってむちゃだったのではないかとか、そういったことを含めて、そういったものを反映しながらこういった議論を展開していくことになるのではないかなと思っております。私自身個人的なことを言わせていただければ、最近まで、私20年ほど前に福祉事務所におりましたときの福祉のあれと全然違ってきておりますので、そういう激しい変化に、こんなことって起こるのという、そういうことを感じておる今日この頃でございまして、また皆様の直近の、前線のお知恵をいただきながら、よりよい具体的なものに展開していく必要があるのかなと思っております。

これあくまで報告事項なのですが、皆様からの要望とか何かございましたら。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

（2）令和6年度地域包括支援センターの事業報告について

議長 では、次、令和6年度地域包括支援センターの事業報告について、これもポイントをお願いします。

事務局 それでは、私のほうから報告事項の（2）、令和6年度地域包括支援センターの事業報告についてご説明させていただきます。

お手元の資料は、資料1—4をご用意いただきたいと存じます。説明につきましては、恐縮ではございますが、着座にて失礼させていただきます。それでは、資料2ページ目を御覧ください。まず、1、地域包括支援センターの概要でございますが、地域包括支援センターにつきましては、令和6年度に12か所設置しており、全て業務委託により運営を行っております。その業務内容につきましては、弊紙下段、地域包括支援センターの業務のイメージにありますとおり、大きく4つの業務、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントに分かれております。その運営に当たりましては、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切かつ公正中立な運営を確保することとなっております。本市におきましては、この介護保険運営協議会がその役割をかねておりますので、昨年度の事業実績について報告をさせていただくものでございます。

次に、資料3ページ目を御覧ください。地域包括支援センターの設置状況でございます。令和7年4月1日時点の各包括支援センターの包括名、担当地区、担当区域人口、担当区域における65歳以上の人団、高齢化率、専門職職員数を一覧にしております。本市人口数、高齢者人口、ともに微減ではございましたが、本市の高齢化率25.7%は全国平均を下回っており、過去数年は25%台で推移しております。専門職の職員数は、近年の相談件数を含めた業務量の増加を踏まえ、令和6年度から6地区において体制強化を行い、職員数は63人となりました。

続いて、4ページ目を御覧ください。3、令和6年度の事業報告についてでございます。（1）、総合相談支援では、各包括別で総合相談件数をお示ししております。なお、参考までに、令和7年4月に新設された地域包括支援センター北越谷における相談状況は、4月の1か月で合計274件の相談がございました。令和6年度、荻島・北越谷地区の相談件数が年間3,505件、月平均292件と比較しても、かなり多くの住民の方からご相談があつたと分

析しているところでございます。

続いて、5ページ目を御覧ください。上段の①、総合相談件数の表を御覧ください。表の右側、令和6年度の合計で延べ7万4,145件と、昨年度から6,165件増加しております。

また、中段の②、相談内容別件数にもございますとおり、いずれの相談内容も増加傾向にあり、特に居宅サービスに関すること、医療・健康に関するものの割合が多く占めております。この相談件数の増加は、地域包括支援センターの認知度向上や医療、介護にまたがる複雑な相談が増えることが要因と考えております。

続いて、6ページ目を御覧ください。（2）、権利擁護の取組でございますが、上段の①、権利擁護に関する相談状況の表を御覧ください。成年後見に関する相談延べ件数は、令和6年度277件と、昨年度から120件増加しております。主に増加の要因としましては、認知症高齢者が近くに親族がおらず、不安を抱える方の高齢者の増加、あとは地域包括支援センターについての周知啓発が進んだことにより相談が増加したと考えております。

続いて、虐待疑いの相談件数は、令和6年度122件と昨年度から33件大幅に減少しております。このうち、セルフネグレクトといった事案は全体で4件程度でございましたが、この相談件数の減少につきましては、こうした虐待、セルフネグレクトは顕在化しやすいため、引き続き地域での見守りと連携体制の強化が必要と考えているところでございます。

続いて、中段（3）、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業では、地域内の関係機関との連携体制の構築や個々の介護支援専門員への個別指導や相談実施に取り組んでおります。①のケアマネジャー、サービス事業者からの相談・支援状況につきましては、ケアマネジャーからの相談は505件、同行訪問は836件、サービス事業者からの相談は594件となっております。

続いて、下段、（4）、介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント事業でございますが、①の表中、介護予防支援・ケアマネジメント実施件数を御覧ください。こちらは、各包括が要支援1、2の方を対象としたケアプランを作成している延べ件数となっております。ケアマネジメント実施件数が増加傾向にございますが、令和6年度は3万3,293件と前年から1,511件増加しております。これは、要支援認定者がサービスを利用する希望の傾向が強まったことが背景と考えております。

また、居宅介護支援事業所への委託件数は9, 245件、委託先事業所数は90事業所でございました。

次に、7ページ目を御覧ください。（5）、地域におけるネットワークの構築に関することでございますが、ページ下段の②、ネットワーク協力事業者数を御覧ください。令和7年3月31日時点の実績で累計579か所の事業所にご登録いただき、登録事業所の職員の方が高齢者宅の異変に気づいて通報するなど、地域における高齢者の見守り等にご協力をいただいております。

次に、8ページ目を御覧ください。（6）、地域ケア会議に関することでございますが、地域ケア会議は、個別の事例の検討を通じて、地域課題の把握や必要な資源開発、地域づくりにつなげるものでございます。

ページ下段①、本市における地域ケア会議の構成にある図を御覧ください。こちらは、国が示す考え方を踏まえ、本市では各地区共通の地域課題の検討の場として、市全体レベルの会議体である地域包括ケア推進協議会、地域課題の共有は検討の場として、地区レベルの会議体である地域包括支援ネットワーク会議、また高齢者個人の課題の検討と地域課題の把握をする個別レベルの会議体として、ケース検討会議の3層構造で実施しております。

続いて、9ページ目を御覧ください。②、ケース検討会議の開催状況でございますが、表にございますとおり、ケース検討会議の実施に当たりましては、困難事例を検討する支援困難型会議と、介護認定を受け、比較的軽度な方を対象に、自立に向けた支援の検討を行う自立支援型の2種類の会議を実施しております。設置単位、開催頻度、開催概要、出席者、主なテーマは記載のとおりでございます。

さらに、下段の表にございます検討事例数でございますが、令和6年度は定期開催となる自立支援型の会議は予定どおり24回実施させていただきましたが、臨時開催する支援困難型会議は全体で1回の開催となっております。これは、関係機関との日常的な連携により、課題が速やかに共有、対応された結果と判断しております。

続いて、10ページ目を御覧ください。③、地域包括支援ネットワーク会議の開催状況でございますが、この会議は各地区年2回程度開催し、医療関係者や介護関係者、自治会長や民生委員など、地域の代表者にご出席をいただき、顔の見える関係づくりを進めながら、地域課題に関して、地域にできることなどについて話し合いを行うものでございます。昨年度は、主なテーマに記載のと

おり、認知症について問題意識を持ち、我が事として考える機会とするや、地域の防災対策や災害等の対応について、また買物支援の取組の紹介といった内容をテーマに話し合いを行ったところでございます。

また、開催回数につきましては、各包括において2回程度実施しておりますが、川柳地区、越ヶ谷地区につきましては、台風の影響により開催が減ったことから、それぞれ1回の開催となっております。

最後に、11ページ目を御覧ください。（7）、地域包括支援センターの事業評価の結果についてでございますが、こちらは全国の市町村で実施されている国の統一評価指標に基づいて、令和6年度に調査した令和5年度の結果を掲載したものでございます。設問は全55問で、一番下にあります事業連携（社会保障充実分）に関する項目を除いた全ての項目で全国平均を上回っております。今後も事業評価を活用しながら、各地域包括支援センターの体制強化に努めております。引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、各種関係機関と連携し、地域の医療や介護資源を活用した取組を進めてまいります。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 ご説明ありがとうございました。言ってみれば地域包括支援センターの活動の内容、それから大体こういうことをしているだろうかということについては皆さん御承知のことと存じます。

特に面白かったなと思うのは11ページの事業評価ということになります。ちょっと補足していただきたいのですが、事業評価の中で越谷が上回っているように書いてありますが、実際に何が上回っているのか、逆に全国がひどいのか、それとも越谷は何かこういうすばらしいことをしているのか。また、他方で、事業連携のところで越谷が落ちているのはなぜか、この辺りご説明いただけますでしょうか。

事務局 お答えさせていただきます。

こちら事業評価につきましては、国が定めた先ほどご説明させていただきました55問の指標がございます。基本的には各包括全てに同様の質問をさせていただいて、結果的には全国平均を上回る事業がほぼ、運営体制、総合相談、権利擁護といった取組に関しては、全国の包括と比べて充実した取組を行っているというふうに判断しております。

一方で、今回全国平均を下回った項目、事業連携の項目でございますが、質

問項目は5問ございまして、具体的には医療関係者との合同の事例研究に参加しているかや、医療関係者との講演会、勉強に参加している、もしくは認知症初期集中支援チームといったところと訪問介護事業所に関する情報共有を行っているかの項目に関して割合が若干全国より少なかったとなっております。ただ、全体では7割から8割程度の包括が実施しておりますので、なかなか今回の回答で事例研究に参加しなかったり勉強に参加しなかった事業所につきましては、今後私たちのほうから指導等していきたいと考えております。

以上でございます。

議長 別にここにこだわる必要ないのですが、全体含めて何か皆様のほうからご意見とかご質問とかあつたらお願ひいたします。

C委員、どうですか。一番最後のところ、全国平均見て。

C委員 ありがとうございます。先ほどおっしゃられた事業連携のほうの医療関係者のことですけれども、認知症初期集中支援チームの件は以前もお話ししたと思うのですけれども、その充実をもう少ししていただけすると、結構居宅のケアマネジャーさんなんかもどうしようかとか困っているところで、もうちょっと初期支援チームの活動が事例検討とかそういうことではなくてすぐに動いてもらえるような、即戦力というか即動いていただけるような、そういう取組をしていただけととても助かるのではないかと思います。

以上でございます。

議長 ほかに何かご意見とかございますでしょうか。よろしいですか。

[「質問いいですか」と言う人あり]

議長 どうぞ。はい。

A委員 質問させていただきます。

8ページの本市における地域ケア会議の構成のところで地域包括ケア推進協議会、ネットワーク会議、ケース検討会議と3つの構成でなっているとご説明があったかと思うのですけれども、ケース検討会議やネットワーク会議のほうの資料はあるのですが、恐らく重要なのが上に上がってきた地域包括ケア推進協議会のほうで、横に書いてある市全体の課題として検討するというところになってくるのかなと思うのですけれども、これまで地域包括ケア推進協議会のほうで市の地域課題というのが個別ネットワークとかで吸い上げられていくて集積されたものが地域包括ケア推進協議会という母体の中でどのように検討されていたのかというのが資料としてあると、恐らく越谷市の今の課題、それか

ら今後の課題というのが見える化されて、私たち運営協議会のほうでもそういう現状なのかなり、今後の課題が潜伏しているのかなり見えてきて、介護保険事業計画第10期の作成とかにも恐らく考えていきやすくなるのかなと思ったのですけれども、その点地域包括ケア推進協議会でのそういういた進捗などを、ざっくり構わないのですけれども、聞かせていただけすると有意義なのかなと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 今のご発言の中で、越谷の11ページ見ていると地域ケア会議とか充実しているように見えますけれども、もしそういうところがあれば本当の意味でもっと充実しているのか。もしかしたら国の項目が緩かったのかもしれません、地域ケア会議99%。やっているということはやっているのでしょうかけれども、深さとかいうことで考えた場合、項目見ていないので何とも言えませんけれども、もしかしたらもっと深く議論できたのかなと思います。ちょっと今委員の質問に対して。

事務局 ご意見ありがとうございます。ご質問いただきました地域包括ケア推進協議会自体は毎年2回、直近ですと今年の2月に開催させていただいた内容になりますが、地域包括ケア推進協議会では具体的に、先ほどお話しした初期集中支援会議の認知症施策に関する検討でしたり、あとは支援困難型自立支援会議、個別支援型の会議、あとネットワーク会議の実績報告をさせていただくとともに、そこから出てきました課題として皆さんとご協議をさせていただいております。具体的には、地域包括ケア会議で出てきた課題としましては、例えば支援の介入が遅れている事例でしたり、支援困難事例が増加している。あとは、認知症の理解促進について課題がある。介護予防重度化の意識づけが必要である。区域ごとの資源の偏りがあるといった課題が出ております。これを踏まえまして、皆さんからの意見をお伺いし、各地区での取組内容を共有させていただき、それをさらに各地域包括支援センターのフィードバックを行っているところでございます。ご意見のとおり、今後この地域包括ケア推進協議会での意見は公表させていただいているところでございますが、この会議結果の皆さんの協議については事務局で検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長 何かあれば。

A委員 ありがとうございます。今ご説明いただいたより、9ページと10ページにもその主なテーマで課題を恐らく示していただけていたのかなとは思ったの

ですけれども、課題が出たということは、ではどうするという対策というか、そういったところも恐らく検討していかなければいけないというところだと思うのですけれども。ですので、それが地域包括ケア推進協議会のほうでされるのか、それとも第10期介護保険事業計画を考える、こういった運営協議会のほうで考えていくのか、または市役所の各部署の部会のほうで検討されていくのかというのがちょっと分からなかったので、すみません、質問させていただきました。お答えありがとうございました。

以上です。

E委員 私自身が地域包括ケア推進協議会のメンバーでいろいろ検討しております。活動内容につきましては、事務局のほうからお話しいただきましたが、越谷市全体で問題を考えますと、あまりにも地域の格差によって、問題が多様化し、全体としてはまとめにくい。そういう問題は地域ケア会議におろして検討します。そうしないと、地域ごとの問題点に適切に対応できないのです。例えば、近くに買物のできる施設が少ない地域がありますと、その地域で検討していくだけで、巡回移動販売を実施する。そういう問題は地域レベルに落とし、その地域で対応してもらうべきです。以上です。

議長 ありがとうございます。あまり抽象的な議論してもしようがないし、今おっしゃったように移動販売とか、そういう具体的な方策とかいうことも考えて、今のお話の中で、実際の議論の展開の深さがどういうものなのかというのがよく分かりました。ただ、本当にそういう協議会として考えるというこの項目に對しても、どれくらい我々が深さをしているのか、これはただ単に質問項目に従ったというだけではなくて、今いみじくもおっしゃったようなところでこういう議論をしているのだということの確認をどこかで我々しながら、それが最終的にこの計画などに反映されることなのではないかなというふうに思っております。

今までのところでいろんなご議論いただきましたけれども、この議題についてはもうよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

議長 では、長時間にわたり、1時間15分になりましたかね、ご議論ありがとうございました。

その他について、委員の皆様からなさそうでしょうか。

〔発言する人なし〕

議長 では、事務局に進行をお返しさせていただきます。

司会 それでは、星野会長、長時間にわたる議事進行、ありがとうございました。

4 その他

司会 それでは、次第の4、その他について、委員の皆様から何かご意見、ご質問等は改めてございますでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

司会 よろしいようであれば、ここで事務局から連絡事項が3点ございます。

まず、1点目でございますが、次回の会議につきましては、令和7年11月の開催を予定しております。具体的な日程につきましては、正副会長と調整させていただき、改めて委員の皆様にご連絡いたします。

次に、2点目でございますが、本日の会議録につきましては、後日作成できました段階で委員の皆様に送付させていただきます。内容をご確認の上、次回の会議にて確定していただければと存じます。

次に、3点目ですが、委員さんの報酬につきましては、継続してご参加いただいている委員の皆様につきましては、前回と同じ口座にお振り込みいたしますので、振込先等の変更がある方につきましては、事務局までお声がけください。

連絡事項は以上となります。

5 閉会

司会 最後に、閉会の言葉を久保田副会長からお願ひいたします。

久保田副会長 皆様、お疲れさまでございます。最後の議論の点、ちょっと私もこの会議の前に事前に打合せをさせていただいているところでございますけれども、例えば全国平均と比較するのもいいでしようけれども、同じような中核市との比較であったりとか、あるいはもっと言えば圏域が同じような数の地域とか、そういう中での比較というのを見てくるとスムーズに出てくると。とはいって、これ最後の下の事業連携にしても、恐らくその地域の特性が明らかにされていくのかなというところもあります。つまり要は必要だからそこに対応していくというところであります。一方で、A委員からお話をありました件につきましても、地域包括ケア推進協議会のほうで議論なさっていただいているものを、そのもとのところの下部におろすだけではなくて、例えばほかの圏域でも共有

するような、ほかの地域包括支援ネットワークですか、そちらのほうにもおろしていくようなレベルになってくるといいのかなと。なぜかと申し上げますと、越谷の13地区ですか、この区域さえも高齢者の数が異なると。しかも、同じところに同じ人が住んでいるわけではございませんので、そういう形で連携していくと、A委員がおっしゃっているような内容もより密になってくるのかなと。最初のほうの事業の補助につきましても、既に大規模修繕が3か所問合せが来ているというところになります。一方で、病床の移行についてはこれから応募をかけるという状況になっていますので、そういうことを地域共生部の皆様とちょっとお話をさせていただいていると、今日の委員の皆さんのお言もそうですけれども、やっぱり市民を含めましてお年を召された方を思う気持ちというのをベースに持っているのかなと思いながら、ちょっとほっこりといいますか、そういうところで参加させていただきました。

第10期に向けて、今やっていることがもうすぐ反映されてスタートを切ろうとしています。そのためにご尽力なさっている方が非常にたくさんいらっしゃると思います。それが市のレベルであり、それからこういう協議会のレベルであって、それから市民のレベルであって、それから事業者のレベルになってもそういうふうになっているのかなと思っています。いわゆる過去に違反を犯していないとか、そういうところの件につきましても、市はいろんな近隣市町村と連絡を取りながらとか、そんなところもちょっと仕事の一部分見れたかなと思って安心している状況ではございます。

今日もこういう月曜の午前中からご参加賜りありがとうございました。次回もよろしくお願ひ申し上げます。

本日はありがとうございました。

司 会 久保田副会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第1回越谷市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。皆様、大変お疲れさまでした。